２－メルカプトイミダゾリン標準溶液　２－メルカプトイミダゾリン200mgを精密に量り、メタノールに溶かして正確に100mLとする。この液１mLを正確に量り、メタノールを加えて正確に100mLとする。本液１mLは２－メルカプトイミダゾリン20μgを含む。

D　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格

1　ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装

ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。

⑴　ガラス製の器具又は容器包装

１．溶出規格

a　カドミウム及び鉛

次の表の第１欄に掲げる器具又は容器包装の区分に応じ、それぞれカドミウムにあっては同表の第２欄に掲げる量以下、鉛にあっては同表の第３欄に掲げる量以下。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。

| 第１欄 | | | 第２欄 | 第３欄 |
|---|---|---|---|---|
| 液体を満たしたときにその深さが2.5㎝以上のもの | 加熱調理用器具 | | 0.05μg／mL | 0.5μg／mL |
| | 加熱調理用器具以外のもの | 容量600mL未満のもの | 0.5μg／mL | 1.5μg／mL |
| | | 容量600mL以上３Ｌ未満のもの | 0.25μg／mL | 0.75μg／mL |
| | | 容量３Ｌ以上のもの | 0.25μg／mL | 0.5μg／mL |
| 液体を満たせないもの又は液体を満たしたときにその深さが2.5㎝未満のもの | | | 0.7μg／㎠ | ８μg／㎠ |

２．回収して繰り返し使用する清涼飲料水（原料用果汁を除く。）の容器包装は、透明なものであること。

３．回収して繰り返し使用する乳等（牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料に限る。）の販売用の容器包装は、透明なものであること。

⑵　陶磁器製の器具又は容器包装

１．溶出規格

a　カドミウム及び鉛

次の表の第１欄に掲げる器具又は容器包装の区分に応じ、それぞれカドミウムにあっては同表の第２欄に掲げる量以下、鉛にあっては同表の第３欄に掲げる量以下。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。

２－メルカプトイミダゾリン標準溶液　２－メルカプトイミダゾリン200mgを採り、メタノールに溶かして100mLとする。この液１mLを採り、メタノールを加えて100mLとする。本液１mLは２－メルカプトイミダゾリン20μgを含む。

D　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格

1　ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装

ガラス製，陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装は，次の試験法による試験に適合しなければならない。

（新設）

（新設）